

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

（開催要領）

1 日時 平成27年1月16日（金）11:26～12:46

2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室

3 出席

<WG委員>

座長 八田 達夫 アジア成長研究所所長

大阪大学社会経済研究所招聘教授

委員 阿曾沼 元博 医療法人社団渕志会瀬田クリニックグループ代表

委員 工藤 和美 シーラカンスK&H株式会社代表取締役

東洋大学理工学部建築学科教授

委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長

<提案者>

山本 博之 東京都政策企画局国家戦略特区推進担当部長

傳法 秀行 東京都政策企画局調整部涉外課国家戦略特区推進担当課長

<関係省庁>

野口 宣大 法務省民事局商事課長

根岸 功 入国管理局総務課企画室長

東郷 康弘 入国管理局総務課補佐官

大谷 太 法務省民事局総務課登記所適正配置対策室長

佐藤 伸樹 国税庁長官官房総務課課長補佐

平賀 純二 国税庁課税部法人課税課課長補佐

山田 勝士 厚生労働省年金局事業管理課課長補佐

矢野 正枝 厚生労働省労働基準局労働保険徴収課企画担当課長補佐

山崎 直紀 厚生労働省職業安定局雇用保険課課長補佐

<事務局>

内田 要 内閣府地域活性化推進室長

富屋 誠一郎 内閣府地域活性化推進室長代理

藤原 豊 内閣府地域活性化推進室次長

宇野 善昌 内閣府地域活性化推進室参事官

（議事次第）

1 開会

2 議事 開業ワンストップセンター

3 閉会

○藤原次長 法人設立手続の簡素化、ワンストップセンターの設置ということにつきましては政府決定がなされておりまして、法案にも書かせていただいたのですが、それが廃案になってしまった中で、前回の国家戦略特区諮問会議の中でも、総理から法律事項以外はどんどん話を進め、本年度中に実現すべきと言われていますので、本件も本年度中にできればと考えています。ワンストップセンターは今、国と東京都で共同運営という形で今、設立に入ろうとしているわけですが、関係各省、最初に法務省さんにおいでいただいているので、それに向けた準備状況について本日はフォローアップをさせていただきます。

それでは、八田座長、よろしくお願ひいたします。

○八田座長 お忙しいところお越しくださいまして、ありがとうございます。

それでは、早速御説明をお願いしたいと思います。

○野口課長 法務省民事局商事課長の野口でございます。

私からはフォローアップの資料を1枚用意しました。「登記申請を支援するための窓口」という1枚物でございます。

従来から御説明していますとおり、東京都内では、商業登記所の管轄が複数ございますので、ワンストップセンターを都内のどこか1カ所に設けられたとして、そこを全ての登記申請の窓口そのものにするというのは難しいです。けれども、繰り返し御説明しますとおり、ワンストップセンターで作成しました申請書ですとか添付書類といったものをワンストップセンターに設置しましたインターネットにつながったパソコンを通じてオンラインで送信していただければ、各管轄登記所に直ちに届くことになりますので、そういう形でのワンストップであれば実現できると思っております。そうしていただければ、登記申請のために管轄登記所に赴くことを省くことは可能でございます。こういう御説明を経まして再興戦略ですか法案にもその趣旨で盛り込ませていただいているというふうに承知しております。

ただ、東京都の資料で「関係省庁の職員の窓口派遣」という点がございます。これについては最近いただいたので、まだ十分な検討が行き届いていないのですが、後に御説明申し上げます入管局と、民事局も同様でございまして、限られた定員の中から職員を常駐させることは難しいという状況でございます。当方の資料には「登記申請の支援担当者の配置」と「インターネット環境の準備」とございますが、これはいずれも福岡で議論をしていたときのものを前提にしておりまして、福岡では、福岡市が自ら司法書士さんなどを常駐させて支援をし、インターネット端末をスタートアップカフェに設置することでございますので、そのような形で置かれた支援担当者に対して、私どもからオンラインの申請方法の説明ですか、添付書類はどんなものが必要かといった御案内をするという支援はできると思っています。

私からの説明は以上でございます。

○根岸室長 続きまして入国管理局企画室長の根岸でございます。いつもお世話になっております。

これまでワンストップの関係は、入管の関係というのは入っていなかったのですけれども、今回お話をいただいて、本当に入管にどういうことが求められているかというのは我々は思っていることとずれているかもしれないのですが、事前に事務的にはお聞きしていたのですけれども、具体的にということは事前に分からなかつたので、区域会議での東京都さんの資料にあるものと、民事局が少し関わっていますので、その辺の状況をお聞きした中で、出ている項目についてこういう課題がありますということをまとめしております。先ほどの民事局の資料の後ろにつづられているものでございます。

まず1つが窓口への職員の派遣でございます。これはそのまま字面どおり読んで、仮に職員そのものを派遣するとなればということですけれども、単純に今いる例えば東京入管の職員を派遣することになりますと、東京入管自身が、これは良いことではないのですけれども、かなり受付が混雑をしていて、審査にも大量の申請の中で時間の短縮の努力はしているけれども、かなりお待たせてしまっているという状況ですので、その中で職員を分散するというのは更に時間をかけてしまうおそれがあるので、もしそういうことをやるということであれば、国の戦略としてやることになれば、それは何らかの増員措置をしなければいけないのだろう。そのためにはその必要性等を十分説明していかなければいけない。いずれにしても増員ですか予算ですか、そういうことを考えるとなると、来年度スタートに合わせてというのはなかなか困難かなと思っています。

恐らくそこはワンストップセンターに来て、いろいろな手続をできるようにした時に、入管の手続もそこでやりたいとかいう人にいかに応えるかという趣旨だと思いますので、そこは事前の前提が分からなかつたのでここに書いていないのですけれども、いろいろ前にお聞きした中で、このワンストップセンターに行政書士の方がいらっしゃるのですか。そうではないのですか。そんなことも想定したやに聞いたことがあるので、もし違つていればあれなのですけれども、入管の申請の中で申請の取り次ぎという仕組みがございます。行政書士さんとか弁護士さんで、もともとそもそもの受入企業の方はもちろんできるのですけれども、受入の企業の方が入管に来るのでは全く意味がないでしょうから、行政書士さんとか弁護士さんで事前に行政書士会などを通じて届出をした方については取り次ぎということができるようになっております。したがって、例えばそういう方がこのワンストップセンターにいてくださったりするのであれば、その方々がそこでお預かりをして、実際に入管に持っていくのはその人たちにやってもらうということになれば、申請する起業しようという方々にとってみれば、いわばワンストップセンターに行けばその人たちの手続は済むということはできるのかなという気がいたしますけれども、前提が違うかもしれませんので、またそこはどういうことをお考えなのかというのをお聞きしながら考えたいと思っております。

次のページで優先手続ということですけれども、例えば今やっているので言えば高度人材の関係の申請とか、そういうものについては優先処理をしましょうということをやっております。何かそういうもののように申請内容が違うとか、ここに起業のためということがメインですので、「投資・経営」、4月からは「経営・管理」という在留資格の申請となると思いますけれども、いわばそういう申請というものは全く問題ないようなものもあれば、ほかの在留資格に当たらない人がお金だけちょっと積んで会社を作った形にしてというようなものにも使われていて、そういう偽装のような申請も多い資格であるというのは現状でございますので、単にこの窓口に持ってくれれば全部優先処理となると、これはこれで少し危険かなというところもありまして、どういうことを東京都さんほうでお考えかにもよると思うのですけれども、ここはただ受け付けるというだけではなくて、何らかの前さばきみたいなものがあるとか、都なり区域会議なり、あるいはそこが委託した誰かなのかもしませんけれども、何らかの関与があってこういう信頼性のおけるところだという前提があれば、検討の可能性が出てくるのではないかというような気がいたします。

単にこの窓口に持ってくれれば早いというだけだと、例えば品川に会社がある人とかで東京入管に行ったほうが近いのだけれども、あちらに持つていけば早いというものをわざわざそういうことをするということで、そこがただ集中してしまうということになってしまって、意図することとは違ってしまうかなという気もいたしました。そこはもう少し関与をお考ておられるのかということは、またお聞きできればと思っております。

英語の対応でございますけれども、基本的には申請書などはもともと日英併記になっておりまして、英語だけで記載していただいていいようになっています。そのときにいろいろ添付する書類ですが、英文については基本的には訳文を求めることは通常ございません。ただ、非常に複雑なものが出てきたりですとか、あまりにも大部なものが出てきたときには翻訳をお願いする場合もあるというのが現状でございます。

ですから、それを制度上ワンストップセンターに持ってきたら絶対どんなものでも翻訳は求めませんというふうになると、本来であれば申請者負担でやっているものについて、そこは国費でやりますということになりますので、そういうふうに窓口によって費用負担が変わるということの説明が可能かどうかというようなところが、それが国の政策としてやるんだということだけで説明がもつかどうか。その辺は合理的な説明ができるかというところが論点になるのかなと思います。いずれにしても、それを求めるケースというのは滅多にない。というのが現状だろうと思います。

またいろいろ教えていただいて、検討したい部分が多いと思いますけれども、冒頭、私からは以上でございます。

○八田座長 どうもありがとうございました。

基本的には私どもは少なくとも韓国のワンストップセンターは凌駕するものにしたい。向こうは日本の制度を学んでつくったものらしいのですけれども、随分便利にできているようなので、それにおくれをとることはないだろうということで、調査にも出かけ、特に

入管のことなんかは韓国の場合一緒にしているので、これは日本も「ぜひやりましょう」ということになればいいなと思ったがきっかけです。

職員の派遣のことの前に伺いたいことがあります。「この書類でいいのかどうか」といったことに対する具体的に問い合わせが入管の職員からあると思うのです。それが一度本省に行って、また何回か往復しているとワンストップの意味はなくなってしまうと思います。それについては問い合わせ事項はあまりないのか、それとも別途その段階で処理できるのか、それについてお考えを伺いたいと思います。

○根岸室長 いろいろ御質問をしたりですとか、一般的な資料では求めていないものなのだけれども、これはということで追加の資料をお願いする場合はもちろんございます。通常の例えば起業しようという申請でどうもこの辺の計画が本当にどうなっているか分からぬとかいうものがあった場合には、通常はこういう資料を追加で出してくださいというお願いを郵送でお願いをします。それで郵送で送っていただくことになりますので、わざわざ出頭を求めるることは通常ございません。

○八田座長 今の入管の業務だと、一度行って、そこで引き取って、後で郵送してほしいものは連絡するという形ですか。それとも、その場で見て連絡をするという形になっていますか。

○根岸室長 追加と言っても、今の御質問の文脈でお話したような、これは特にどうしても審査の過程で必要だというものは後日御連絡をします。そうではなくて本来なら最初からそろっていなければいけない書類なのだけれども、例えば日本の会社に就職しますというので雇用契約とか、一番根幹になるようなものなのだけれども、それがない。だけれども、申請書は書いてあるし、ほかのものもあるので、まさか受付も拒否して出直していただくというのはさすがにひどいので、それは受付します。ただ受付の段階で明らかに必要な、これがなければどんな簡単な申請も許可ができないというようなものがないようなものについては、その場で追加してここに送ってくださいという定型のものが用意してあって、それは決まった書類ですので、これとこれをここに送ってくださいというものをその場でお渡ししています。

○八田座長 わかりました。今の趣旨はとにかくワンストップであることは間違ひなくて、後で繰り返し来る必要はないということですね。

ということなのですが、委員の方から御質問、御意見ございませんか。

○工藤委員 それを受け取って、それから審査されて出すまでどれくらい大体かかるのですか。

○根岸室長 大体というのが非常に難しいのですが、申請人もすごく大まかに、起業だとしても日本にいる方の申請変更みたいなものと、これから来る在留資格。

○工藤委員 では最短と最長ぐらいの話でいきましょうか。

○根岸室長 本当に短いもの、今、一番簡単なもので言えば期間更新という、ある活動をされていて、起業された方でもいいのですけれども、経営の活動をされていて、引き続き

同じ会社を経営しますよ。ただ、在留期間が例えば最初1年許可をされました。もう1年あるいは次は3年に延ばしてほしいとか、そういうものの更新です。今まで問題なくやつていて、特段在留状況に問題があるという情報もこちらは持っていないし、ちゃんと所得も得ていますねということが確認できればいいので、そういうもので特に問題がないケースは多分、1週間ぐらい早いものができると思います。

○工藤委員 規模が大きくなると、それが1ヶ月という単位なのか、1年とかそういう。

○根岸室長 さすがに年というのはよほどすごく特殊な、あの件はですねというぐらいの例だと思いますけれども、2か月ぐらいはかかるものはいろいろ照会を外部にしなければいけないものとかありますので、事実関係を確認するもの、それから、偽造などの書類もよく出てきますので、そうすると物によっては本国に照会しなければいけないものなどもございます。そうすると、それはなかなか相手国次第なので、照会文書をすぐ出したとしても日本の関係機関であれば大体数週間もあれば、普通はさすがに長いものでも返ってくるのですけれども、外国は本当に年たっても返ってこない場合もありますので。

○工藤委員 多分、一番難しいのは、本人にこここのところを証明するものがあるのかとFace to faceであれば、そこが引っかかっているならここにありますよとちゃんと出せるのだけれども、よくあるのは、書類だけ出して、そちらで一生懸命時間をかけて初めてのことを調べるでしょう。そうすると言つてくれればここにちゃんと証明のものがありますよと本国の国家機関のここでと言えるのに、多分そういうところのずれがあると思うのです。どんな職種でもです。だからそういうところがFace to faceでやっていくときの一番ショートの話だから、あるいはそれについて長けている人が間に入ってコンシェルジュ的にやるとか、多分そのあたりが。

○根岸室長 先ほどと趣旨はずれてしまうかもしれませんけれども、取り次ぎを認めているという話をしたのですが、そういう人というのも誰かれ構わず持ってきていいわけではなくて、そういう人には認めているというのは、入管行政あるいは入管の申請の法令についてそれなりの知識をお持ちの方という前提なのです。なので、ただ安全に運んでくれる人だったら別に郵便でもいいわけになってしまふのですけれども、本来なら本人なり、その会社の人が来て確認ができるわけですが、それに代わってでもあるし、その人に取り次ぎでやったものについては、その後、審査の過程で必要な場合にも取り次ぎの方に連絡をとって、こういう趣旨なのだけれども、この辺がこれだというと、いつもどういうふうになっているかという仕組みを理解されていますので、ああ、それですね。それだったらこれだから出ますよとか、私はもらっているのだけれども、要らないかと思って付けなかつただけなのですぐ送りますよとか、今日入管に行くついでがあるので持つていってしますとか、そういうふうになりますので、そういう意味でも話は早いと思いますので、もしそういう方の相談機能とセットできれば、東京都さんも何とかコンシェルジュでしたっけ。相談の機能がありますね。入管もインフォメーションセンターというものを持っていまして、相談業務は相談だけが公権力行使ではないので、なかなか入管職員だけというの

は無駄なので民間委託をしているのですけれども、その中で都ではないのですが、新宿区とタイアップをしまして相談のワンストップセンターを作っていました、住民サービスとか、そういう面での相談と、外国人だと入管関係の相談と絡むのです。どちらかだけではない。この部分も入管の委託の人が答えてあげて、ここはこちらが代わってというのができるようなワンストップの相談センターを新宿に作ったりとか、これは埼玉、浜松にもあります。

○八田座長 山本さん、今の御説明でよろしいでしょうか。

○山本部長 まず登記のところで、これは要望という形になるのですけれども、まずこちらの絵にありますが、支援担当者という方は全体のあれがありますが、ぜひワンストップ窓口に来てもらってしっかりと対応してもらいたいということと、アウトプットなのですから、登記の証明書が発行されると思うのですが、こちらも優先手続。できれば即日に証明書もワンストップセンターで交付できるように手当していただければと思っております。そこは要請でございます。

○八田座長 今、例えば新宿区のいろいろな書類だって電信でもって、出張所でもって出せますね。住民登録とかそういうもの。だからちゃんとしかるべきところで判断したら、証明書は電信で送るということは可能なのですか。もしできれば全部ワンストップセンターで、その日のうちにそこでもらえますね。

○野口課長 どのような登記申請を念頭に置いておっしゃっているのかがわかりませんので、何とも答えようがないのですが、例えば設立の登記の申請があった場合、今でも最短であれば翌日に登記が完了するという状況です。登記の処理期間というのは各法務局がホームページで毎日公表しており、東京都の江戸川出張所というところであれば、昨日15日に申請があれば16日に登記が完了するというのが最短でございます。

今、東京都の方がおっしゃった点については、その日に来て設立の登記をオンラインで申請することはできると思います。そして、書類の不備を限りなく無いものにしていただければ、具体的には、私どもの申し上げた登記申請の支援担当者、例えば、専門業である司法書士さん等がアドバイスをして、申請書やその添付書類を完全に整えた状態にして申請していただければ、翌日までに設立登記が完了し、その日に登記事項証明書を発行することは可能です。もっとも、これは、あくまでも最短での処理ができればということですので、東京都の方が申請した日に証明書を交付できるような手当とおっしゃいましたが、その日なんていうのはおよそ不可能です。

この処理期間も短いところは1日ですけれども、例えば昨日の時点で例を申しますと、東京法務局本局の場合は3日となります。また、商業登記の場合には株主総会が集中しているという事情もあって繁忙期がございますので、繁忙期になってしまいすると、今度は優先的処理との兼ね合いもあるのかかもしれませんけれども、今、具体的に申し上げた日数ができるということはお約束できない状況です。

そして、優先処理ということについても、個々の登記の申請についてあなたは優先とか、

あなたは待っていてねということ自体、登記制度としてあり得るかと言われますと、あり得ません。ワンストップセンターでの申請だけは優遇するという法律でもあれば、そのような取扱いをすることができるかもしれませんけれども、現在の登記制度の中でそういう別扱い自体できないと思います。

住民票のようなコンビニで発行できるようなものについても、私どもも将来できれば利便性向上につながると思いますが、現在それはまだできておりません。現在、登記所の統廃合によって登記所がなくなってしまった市区町村における不便軽減のため、一定のニーズが見込まれるところについては証明書発行請求機を置くこともありますが、東京都には登記所が複数ございますので、このワンストップセンターにこれを設置して登記事項証明書を発行するというのは、かなり困難であり、難しいと思います。

○八田座長 どうもありがとうございました。今は登記所に行って、そして何日かたってそれが出たときには、郵送されているのですか、それとも取りに行くのですか。

○野口課長 証明書の交付請求をしていただいて、かつ郵送料もお納めいただいていれば、その日のうちに証明書を発送することは可能です。現在もその取扱いをしております。

○山本部長 次の日にはワンストップセンターでインターネットで申請して、審査のあれがあるかと思いますけれども、翌日にはワンストップセンターでインターネットで証明書を受理できることにはならないのですか。

○野口課長 それは申し訳ありませんが、できません。

○工藤委員 だから将来的になつたほうがいいと私は思います。

○野口課長 私ども、手数料とか設備の面で常に利便性向上を目指していきたいと思っておりますので、やれるならやりたいとは思いますけれども、今できているものがあるかと言われると、工藤先生がおっしゃるように、今はできていないという状況です。インターネットでできるというのも「申請ができる」ということであって、申請したものがインターネットで返ってくるということではありません。

ただ、1つ登記情報提供サービスというものを別途御利用いただければ、登記された内容をインターネットで確認することはできて、また、それは、証明書そのものではないのですが、PDFファイルで手に入れることは可能です。ただ、登記官による認証文言がございませんので、例えば、どこか国の役所に提出するとか、銀行、役所に提出する場合には、提出先がそれでいいと言ってくだされば、もちろん内容は全く同じですから、それでいいと思いますが、登記官が認証した証明書でなければいけないと言わざると、郵送で登記事項証明書を受け取っていただきなければいけないということになっているのが現状でございます。

○八田座長 そうすると現実的に今、考えていらっしゃるのは、ワンストップセンターに行って、あとはネットで書類が登記所に行って、そこから料金を払った人は郵送でもって送られる。そういうことを考えていらっしゃる。

○野口課長 はい。ワンストップセンターで請求して、法人の事務所や受取人など、登記

事項証明書を交付請求した方の住所にお送りする。この住所に送ってくれということを言つていただければ、その住所に送ります。

○八田座長 この場合は、どっちみち物すごく急ぐ人のために将来は機械でやることもあり得るかもしれないけれども、今の段階ではそういう制度にはなっていませんということですね。

○工藤委員 でも先ほどおっしゃったように、登記所がなくなったら不便なところについては役場とかに置いてある事例もあるわけだから、例えばワンストップのトライアルをやってみる東京都に1つそれを置いてみて、それがいかに利便性があるかを確認することはやれなくはないことですね。そう決めれば。全国にばっとやるということはとても言えないけれども、例えば1つトライアルで東京都にそれを置いてもらって、その場で発行するみたいなことを国家施策としてやってみようと言えば、技術的にはできるはずですね。

○野口課長 もちろん東京以外に置いてあるものと同じものをということであれば、技術的にできないということはないと思います。ただ、設置基準がございますので、そこをどう乗り越えられるかということだと思います。

○工藤委員 できない技術ではない。それは国家戦略としてやってみようと決断すればやれなくはない。

○大谷室長 今は内部の基準で置いております。ただ、登記事項証明書等の発行事務は、既に全部が民間委託されていまして、民間業者のもとで発行されることになっており、単なる自動販売機を置くのではなくて、機械プラス民間事業者が雇った職員を置いて、その方に交付をしてもらうという仕組みになっておりますので、それなりの予算も必要になります。結局ワンストップセンターで手続をした後、もう一度、別の日にワンストップセンターに証明書を取りに行くのが本当にいいかというと、郵送してもらったほうが利便性としては高いのかもしれないと思っています。御要望があるということであれば検討はいたしますけれども、基準との関係と、そのコストとの見合いがどうかというところだと思います。

○八田座長 そうですね。費用のところは使って、そのようなことはありますが、形の上で例えばワンストップセンターが郵送で送るということも考えられないことはないですね。来たい人は来るし、郵送で、そうすると全部ワンストップセンターで話が終わりますね。

○阿曾沼委員 1つよろしいですか。運用オペレーションでこんなことができます、あんなことができますということは、今だつていろいろあるのだろうと思いますが、今、八田先生がおっしゃったようにソウルでこの様なワンストップセンターがあって、各省庁から二十数名の人間がそこに常駐して、海外の人たちがベンチャー等を起業するときの利便性を徹底的に向上しようと国が取り組んでいることを、皆さん方がどう評価するんですか。やっても意味がないものだという御評価なのか、もしくは良いことだと思われるのかをぜひ知りたいのです。皆さんの価値観を聞きたいと思います。

なぜこんなことを聞くかというと、私は規制改革の仕事でレセプト電算の実現を徹底的

に推進すべきと言って来たわけですが、韓国は日本よりも後にスタートし日本よりも10年も早くレセプト電算処理を実現しました。当時1年も2年もかけて議論しましたが、困難だとかあまり意味がないんだとか当局はおっしゃったんです。しかし、実現するとその効用を滔々とお話になるのです。皆さん方が韓国に行って相当触発されて、啓蒙されていました。ぜひ判断を欲しいんです。

○工藤委員 つけ加えると、今回の特区の中で世界で一番ビジネスをしやすい国にしようというところにかなり特化しているでしょう。だから国民全体にとっての平等性みたいな話というのももちろん片方ではあるのですけれども、ここの話の論点はそちらだから、世界で一番ビジネスしやすいというところに論点がなったときにやる意味があるかという質問だと思ってお答え願いたいのですけれども。

○阿曾沼委員 先ほどお話になったのですけれども、例えば海外からの起業申請実績とか対象業種はどのくらいの数があるのですか。そしてそれは伸びているのでしょうか教えて頂けますか。それから、再度出していただきなければならない資料があると言うのですけれども、きめ細かい対応ができていないので、双方の作業が多くなってしまうのではないかと感じます。

○八田座長 なるべく短く。

○阿曾沼委員 今日でなくても結構ですから、その実績がわかつましたら教えて下さい。

○八田座長 ではもしお答えになるのでしたら。

○根岸室長 都市圏の入国者のお話だけしておきますと、25年で632人という状況です。24年が820人というぐらいで、在留者数で言うと25年で1万3,439人というぐらいです。その方々の経営している業種別というのは統計としてとっておりません。申しわけございません。

以上でございます。

○八田座長 こちらの気持ちとしては、要するに今やっていることよりもワンストップだから時間がかかるということだけはないようにしたいし、そこをチェックするときの専門家がいないために時間がかかるということは避けたい。したがって、なるべく職員の方がやるような方向に持っていくみたいし、そうでないならば、それと技能的に非常に実績に似たことができるような方にいらしていただきたい。そういうふうに思います。

あと少し具体的なことについては東京都さんとも考えて、お願ひすることがあつたらまたお願ひしたいと思います。きょうはどうも御説明ありがとうございました。

(ヒアリング対象者入れかえ)

○宇野参事官 それでは、時間も押していますので、次に国税調査ということで簡単に経緯を申し上げますと、昨年改定の日本再興戦略の改訂版の中に区域会議等が登記、税務、年金等に係る必要な各種申請のための窓口を集約したワンストップセンターを速やかに設立するということが位置づけられたところでございまして、法律の中にも渡航の中にも盛り込みましたけれども、法律がなければできないというものではないということで、

東京都さんとJETROさんの協力を得て、ワンストップセンターの設置について検討を進めているという状況でございます。総理からの指示もあって、4月にはスタートを目指したいということで進めております。

そういう中で韓国のKOTRAといったところの視察もしてまいりまして、各省庁からの職員の窓口派遣、その常駐みたいなことも含めて検討を進めておりますので、各省庁さんのそれに対する考え方をお聞きしたい。その後の検討状況をお聞きしたいということで来ていただいたということでございます。よろしくお願ひいたします。

○八田座長 どうもありがとうございます。

早速、御説明をお願いいたします。

○佐藤課長補佐 国税庁でございます。

まず本件、一般論としてはしっかり協力したいと考えているところでございます。昨年来、何度も内閣官房さんのほうには東京都等の調整とか、その状況のフィードバックとか、具体的な検討を進めるように申し入れを何度もしてきたところでございます。しかしながら、これまでのところ余りそういったところをいただけていなくて、どうなるのかなと懸念しておったところでございます。

現在持っておりますは、今回の国家戦略特区ワーキンググループ開催に当たって第2回の東京圏区域会議の東京都の資料を、今週火曜日に初めて内閣官房から共有いただいたところなのですけれども、その記載内容も限定的なものですから、どうしたものかなと思ってるところでございます。

今後についてはさらに東京都を含めて実務レベルで会議を開催するとか、具体化に向けて検討をお願いしたいなと思っているところでございます。

今回の資料はこれだけしかないものですから、国税庁としてはこれまで昨年10月の東京圏区域会議の東京都から示された会議資料をもとに内部で検討してきております。ですので、我々の資料にもございますけれども、東京都さんの10月の資料に基づいて検討状況を説明させていただきたいと考えております。

3ページ、東京都さんが想定されているワンストップセンターのスキーム図がこれだと理解しております、このスキームにおいて担当省庁の役割はページの右側の受付処理機能の強化に示された、3点かと思っておりまして、それぞれの状況を御説明したいと思います。

まず1つ目の電子申請を利用した窓口一元化につきましては、国税庁では既にe-Taxを導入しております、その前のページの説明資料2ページにありますような、法人設立後に提出される主な届出については、電子申請により税務署で提出できるようになっているというのが現状でございます。

2つ目の手続の優先化による処理日数の短縮なのですけれども、東京都の以前の資料で現状の処理日数約1日となっておるのですが、趣旨がよくわかりませんけれども、ざっくり税務署に1回行く必要があるから1日ということなのかなと理解しておりますが、個

人的にも会社設立したときの経験からしても、設立自体で税務署に出しに行く書類というのはそんなに書類があるものでもございませんし、郵送も可能でありますほか、先ほど申し上げたとおり電子申請が可能となっていますので、既に十分な利便性が図られているのではないかと考えております。

3つ目の英語の申請書類受付のところですけれども、我々の説明資料2ページにあるような届出書などについては、実際には通例はこれまで税理士経由でやっているので、それでどうなるのか、利便性が向上するのかよくわかりませんけれども、外国人による起業、開業促進に資するように英文での記載要領、各様式の各項目について英訳を吹き出しによって表示するといったものを作成しているところでございます。

なお、今回示された東京都の提出資料では、関係省庁職員の窓口派遣に言及いただいているところですけれども、昨年の議論では常駐職員の派遣はないという前提で認識が共有されていたかと思います。その点が昨年の段階で内閣官房から東京都にどういうふうに伝わっているのか従前から懸念をしていたところではありますが、我々としてはそういう前提のもとで、事前研修への講師の派遣とか、いろいろサポートできるところはしていきたいと考えているというのが現状でございます。

○八田座長 どうもありがとうございました。

それでは、東京都さんから今の御説明に対して御意見はありますか。

○山本部長 実務に疎いところがあるので御教示いただければと思うのですけれども、まず税務署に行って届出、法人設立届を出して、それで大体届出の受理とかそういった形になろうかと思います。それは即日受理という形になるのですか。

○平賀課長補佐 これはあくまでも申請ではなくて届出ですので、税務署が受けるだけですけどありますので、受けた後、納税者に対して却下するとか承認するというものではございませんので、受けるだけですから、郵送されればその日で終了。仮に記載不備とかあれば再度、問い合わせとかありますけれども、基本的には受けて終わりということになります。

○山本部長 それで銀行とかに行く場合には何かコピーが必要なのではないですか。届出書の控えなんかが必要みたいなのですが、そういうものというのはどういった形で、郵送で送ってくれる感じになるのですか。

○平賀課長補佐 届出書の控えにつきましては、税務署の窓口に出て提出されたものにつきましては、納税者さんが控え用として同じものをつくっていただければ、その場でお返しすることになります。

○山本部長 それは申請者本人が同じようなことを書くというイメージなのでしょうか。

○平賀課長補佐 当然、控えに判子を押すことになりますので。

○八田座長 カーボンコピーがある。

○工藤委員 ないです。確定申告と同じということですね。自分が出さない限りは押しませんね。

○平賀課長補佐 そうでございます。

○工藤委員 だから知らないとそのまま出してしまうとないから、再発行してもらうということでしょう。

○八田座長 確定申告を出したものにどうしてコピーをとるのですか。

○工藤委員 確定申告のときに欲しい人は自分も受け取りました証明書を出さない限りは、証明書は出さないのです。税務署さんは。みんなが必要なわけではないから。

○平賀課長補佐 おっしゃるとおりでございます。

○八田座長 でも確定申告は郵送でもできるから。

○平賀課長補佐 郵送の場合ですと控えをつくっていただいて、返信用の封筒を入れていただいて、税務署が判子を押してお返しする。これは多分どこの省庁も一緒だと思います。

○八田座長 そうすると、これはどっちみちわざわざ税務署に行かなくていいわけだから。

○平賀課長補佐 返信用封筒を入れていただければ。

○工藤委員 だけれども、最初に申請したときに控えをもらわないまま届出してしまった場合はどうなのですか。先ほどおっしゃった、後で銀行でそれが必要だと言われたときは、何か発行していただけるのですか。受理書みたいな。

○平賀課長補佐 確たることはあれなのですけれども、そういう本人の申し出があれば、何らかの対応はあると思います。

○工藤委員 そうするとまた行って、だから多分。

○阿曾沼委員 確定申告で言えば、後で出すのはできるのですが、確定申告の控えをなくしてしまいましたというと2週間から3週かかってしまいますね。

○平賀課長補佐 そういう意味でいくと確定申告は物すごい数をやっていますので、それを探すのに手間がかかるというのが現状でございます。

ただ、設立の届出書で言いますと、その場で対応できますので、何日もかかるというものではございません。

○八田座長 そもそも設立の届出書を出すのに税務署に行く必要もない。

○平賀課長補佐 郵送でもいいし、e-Taxでもいい。

○八田座長 でもe-Taxでやるには最初の外国人いろいろやり方とか覚えなければいけないですね。

○平賀課長補佐 だから郵送が一番いいかと思います。

○八田座長 ワンストップセンターに行っていろいろ説明をしてもらって、そこでやることですとかね。

○工藤委員 ただ、ワンストップのところに端末があって、そこから誰か指導できる人がいらして、やれて終わりになるのが一番いいわけでしょう。また別々の省庁に行くより。

○山本部長 税理士さんが全部代行するような場合もあれば、御本人がやるということも一応想定されるような場合に、できればワンストップセンターで教えてもらって、それで申請して、控えも返ってくるという形で一気通貫でやってもらえばいいのではないか。

○佐藤課長補佐 こちらとしてはイメージがよくわかっていないので、東京都でどういう

人をセンターに置かれるのかなというところは、今後具体的に教えていただきたいと思っています。それこそ税理士さんあるいは司法書士さんなりという人も含めて置かれたりするのかなと。

○山本部長 東京都の希望としては、内閣府に対しては関係省庁の職員を派遣してくれというのが東京都の希望でございます。

○八田座長 この財務省関係で言えば、ポイントは届出書のコピーをとりやすくしたいということですね。それ以上は特ないですね。ほかの省庁の場合、結構面倒くさいこともあるけれども、基本的には税務署は郵送でいろいろできるし、e-Taxもできるから、そこの届け出や証明書を郵送で送ってもらうことも可能である。しかし税理士さんを使わない場合に、ワンストップセンターで全てが処理できるような方策を考慮したい。そういうことですね。

○東京都随行者 はい。銀行なんかで融資を受けるときに、控えが必要だということです。

○八田座長 そういうことを全部来た人に教えてあげて、こういう手続ですよということもぜひそこでもらえれば、わざわざいろいろと郵便を書いてどうのこうのしなくとも、ワンストップセンターで済む。結局はそこが趣旨ですから、その趣旨に合うようなやり方でやっていただければと思います。またこれから協議させていただきたいと思います。

○佐藤課長補佐 税関係は都税関係も同じ様式でやっていらっしゃるので、恐らく都税関係の職員で対応可能なのではないかと想像しております。

○山本部長 八田座長の御発言につきましては、都庁の税務関係も、今そういった方向で調整しているところでございます。

○八田座長 わかりました。お忙しいところどうもありがとうございました。

(ヒアリング対象者入れかえ)

○宇野参事官 それでは、時間も押しておりますので、引き続き厚生労働省年金局さんに来ていただきましたので、ヒアリングを開始したいと思います。

簡単に経緯を御説明したいと思います。昨年6月の日本再興戦略改訂版におきまして、区域会議等が登記、税務、年金等に係る必要な各種申請のための窓口を集約したワンストップセンターを速やかに設立するということが位置づけられたところであります。これを受けて東京都さん、JETROさんの協力を得て現在、ワンストップ窓口の設置について具体的な検討を進めているところでございます。総理からの指示もございまして、4月のスタートを目指すということで考えてございます。

そして、その参考として韓国のKOTRAの視察などにも行きまして、東京都さんのほうからも関係省庁職員の窓口派遣、常駐といったような要望が出ております。こういったところについて現在の検討状況につきまして、本日ヒアリングをさせていただくという御趣旨でございますので、座長のほうよろしくお願ひいたします。

○八田座長 時間が押して大変申しわけございません。それでは、早速御説明をお願いい

たしたいと思います。

○山田課長補佐 厚生労働省年金局事業管理課長補佐の山田と申します。

年金局から参りまして、今日は労働基準局と職業安定局も参っておりますが、社会保険と労働保険と同様の論点かと思いますので、年金局からまとめて御説明をさせていただきます。

年金局の資料はお手元の1枚紙、とじられた資料の最後にありますが、表裏1枚紙、こちらで今後の調整事項についてまとめております。先ほど事務局から経緯の説明がありましたが、これまでのヒアリングの際にも申し上げてきましたが、この窓口、ワンストップセンターに対してできる限りの協力をしていくこうということで、具体的にどういった支援ができるかということを考える上で、ワンストップセンターが具体的にどういうものかというところを、ここは今後よく実務的に調整をさせていただいて、その上で検討をさせていただきたいということで、今日はそういうことで調整事項ということでまとめておりまして、大きく2つほどございますが、1つは体制の問題でありまして、ワンストップセンターの業務量、どういったボリュームを見込んでいるのかですとか、設置箇所数、場所、複数箇所となる場合、管轄。地域によってどちらに申請すべきかですか、そういったことも何か出るのかなと。

○八田座長 すみません、箇所は1カ所なのでしょう。

○山本部長 1カ所です。

○山田課長補佐 1カ所ですか、わかりました。

設置主体は。

○山本部長 設置主体は、東京都と内閣府の共同運営という形を想定しています。

○山田課長補佐 東京都と内閣府ですか。内閣府との共同運営ですね。

○山本部長 国という言い方でございますけれども、今、内閣府とそういった形で調整しております。

○山田課長補佐 それが設置主体で、設置運営主体は同様ということですね。わかりました。また、そこでの人員ということ、今のお話ですと東京都と内閣府での共同の運営での人員が確保されていくということだと思いますが、その際の専門知識を有する者への業務委託ということで、社会保険、労働保険であれば例えば社会保険労務士などを確保するのかなとか、その辺もどういうイメージなのかなということと、そこのセンターで年金であれば年金事務所等に書類をつないでいただく際に、センターで外国語であれば通訳して書類をつないでいただくということ、翻訳したものをつけないと理解しておりますけれども、その辺の通訳する方、専門職の確保ですか、そういったところもどういうふうにお考えなのかなということです。

また、システムはどういうものか。また、設備、備品等々ですとか予算の関係でどういったボリュームのものかそれに対してどの程度の支援ができるかということを考えていきたいというのが1つでございます。

もう一つ、具体的な業務実施方法ということで、ワンストップセンターで受ける申請届出書等の範囲、社会保険の各種手続で例えば年金であれば新規適用の届け出に限るのか、あるいは途中で変更届、報酬ですか氏名等々ありますけれども、そういう中途のものも対象にしていくのかとか、この辺のものを聞いていきたい。また、裏面になりますけれども、センターでの使用言語翻訳ということで、窓口で対応言語、何カ国語を想定されているかとか、先ほども申し上げましたが、外国語の翻訳をどういう形で今お考えなのかということあります。

具体的な処理の流れで、こんなイメージなのかなと例として挙げておりますけれども、ワンストップ窓口で受け付けて、その上で窓口で日本語に翻訳して申請届出書等を作成して、その上で年金事務所等へ送付をしていただくということで、その際、不備があった際の処理、これは年金事務所はワンストップセンターの職員とやりとりすればいいのかなと思っておるのでけれども、さらに申請等に対する応答、これもセンターとの間でやるのかなと。あるいは適宜直接事業者とやるのかとか、その辺も今後の調整事項かなと思っております。最後に効果等ということで、実際にセンターに申請した時点の申請日が、あるいは年金事務所に送付された日が申請日かとか、いろいろな保険料の徴収の時効の起算日とか、そういう問題もありますので、このあたりも調整していく必要がある。

また、ワンストップセンターでの事務での不服申し立て、何か不備があったときの申し立ては、センターと事業者の間で何か関係する仕組みをお考えなのかとか、そういうのもろもろのところを今後よく詰めさせていただきたいと思っておりまして、今後の進め方ということで書いておりますが、今、申し上げたような実務的な調整事項も多々あるのかなと思っておりまして、提案県、東京都と各省で例えば事務的に細部を調整していくこと、その場を設けることも必要なのかなとか、余り把握できていないのですけれども、東京圏以外の特区から同様の提案があれば、そちらとも整合的に考えていく必要があるのかなということで、こういった実務的なところを調整しながら、より具体的なできる限りの支援を検討していきたいと考えてございます。

説明は以上でございます。

○八田座長 どうもありがとうございました。

最後の区域会議と各省で事務的に細部を折衝というのは、年金のことに関して東京都と内閣府の方も入った上で、事務的な折衝をするというのも必要なことだと思います。

東京都さんに今の御説明に対してコメントはありますか。

○山本部長 2ページのフローのところで、これは今、東京都と内閣府で調整しているというか、相談している内容でございますけれども、基本的に東京都と内閣府の共同運営と申し上げましたが、東京都としては全体の連絡調整とか受付業務は東京都の役割分担で、それぞれの例えば健康保険で言えば先ほど言った届出とか雇用保険とか労災保険、各種ありますけれども、そこ辺の対応については関係省庁の職員にワンストップセンター、1カ所ですか、そこに来てもらいまして、そこでは基本的には対応していただきたい。

実際に例えば健康保険については、健康保険のブースのところの関係省庁の派遣した職員の人が、そこは書類を受理するのか、預かってその後、事務所に行って処理するかというの、そこはまたそれぞれの省庁の運用があると思いますけれども、それでまた処理をしていただきまして、保険とかアウトプットが来るのかというの、要は届出の確認書みたいなものがあるのかわからないのですが、それについてはワンストップセンターで、できれば即日で受理できるような形のシステムを構築していただきたい。そういったことを今、内閣府とは話している状況でございます。

○八田座長 今、山本さんがおっしゃったことと関連しているのですけれども、ここで年金事務所に送付してから不備があった場合の処理というものがあります。不備があるかどうかを判断するのは、その場所に常駐していただければできる範囲というの非常に大きいのだろうと思うのです。そうすると、普通は、今は設立の場合には年金事務所に行って即日処理されているのですか。

○山田課長補佐 基本的にこれは届出になりますと、社会保険の適用の事実については、その日からになりますけれども、ただ、数日間確認した上で、適用の確認通知書というものを返すことになっております。

○八田座長 そうすると、その日から適用されたというような証明書は、そこでいただけるわけですね。

○山田課長補佐 届出日から大体数日で。

○厚生労働省随行者 いつから適用しますというのは、お届けをいただいてから適用がなされますけれども、適用された証明書ということに関して言いますと、一旦書類をお預かりして、数日審査を経た上で処理をしてお返しするということをやります。

○八田座長 それは郵送していらっしゃるわけですか。

○厚生労働省随行者 郵送でお返ししています。

○八田座長 そうすると、最後の書類というのは分厚いものですか、それとも短い。

○厚生労働省随行者 事業者の適用に関して言いますと、適用事業者であることを確認しましたという單なるお知らせでありまして、紙1枚です。ただ、事業所の適用に際しましては、同時に被保険者の資格取得、厚生年金の加入者ですよというお届けをいただきますので、これに関して返すものといいますと、確認通知書という被保険者の資格を確認しまして、これは処分通知としてお返しをするものと、同時に健康保険の加入者がありましたら、また別途、健康保険協会等から保険証が送付されるという形になります。

○八田座長 最後についてはいろいろと事務的に処理する必要があると思います。1つの可能性としては、電信的にセンターに証明書を送って、全部センターから事後の郵送が来るということになると、申請した当人としてはこれが来ないというときには、全部センターに問い合わせすれば済むということになり便利です。そういう形をとるのか。それとも一部のものについては、直接お役所のほうから来るということにするか。これはいろいろ詰める余地があるのでしょうね。

○山本部長 希望を言わせていただければ、東京都と関係省庁の調整はあるのですけれども、当然内閣府が全体の関係省庁を束ねてもらって、内閣府窓口で関係省庁があつて東京都という形で調整をさせていただければ、区域会議の構成員としてやっている話でございます。当然内閣府も。

○八田座長 わかりました。当然です。したがつて、内閣府と担当省庁と東京都の間で、そういう形でかなり具体的に事務的な詰めをしていただきたい。

私どもの希望としては2つあります。

まず、今のシステムよりも遅くなつてはまずい。要するに年金事務所に行けばちゃんと職員の方がいらっしゃるから、そこでもつてぱつといろいろ見られるけれども、ワンストップセンターにいるとワンステップあいてしまうというのは困る。もしそういうことだったら職員の方に常駐していただきたいということにしてございます。

もう一つは、できるだけ申請に後でいろいろな書類を送つてもらうのに、全部ワンストップセンターから来るということのほうが申請者にとってはわかりやすいだろう。そして、何かが不備だったということはワンストップセンターに問い合わせると後でトレースしていただける。その2点は大体原則ではないかと思いますので、これから早速そういう事務的な処理の仕組みをつくっていただきたいと思います。

○山田課長補佐 1点だけすみません、職員の応援の仕方も今後のセンターのボリュームですか、内閣府に応援するのか、東京都に応援するのかという形でも、いろいろ応援の仕方はさまざまございますので、その辺も事務的に詰めていきたいと思っております。

○八田座長 ぜひお願ひしたいと思います。

あと、事務的にはよろしいですか。お忙しいところどうもありがとうございました。